

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(照会)

〇 〇 市 長 殿

平成23年8月16日
厚生労働省
(独)国立循環器病研究センター

独立行政法人国立循環器病研究センターでは、現在の病院及び研究所が狭隘で老朽化し、今後の事業展開上も制約となっていることから、全面的な建て替えを予定しています。

つきましては、貴自治体において貴管内へ誘致する意向の有無を照会しますので、ご回答いただきますようお願い申し上げます。なお、回答は、8月31日(水)までをお願いします。

○ ○ 市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘 致 の 有 無	有 無 いずれかに○をしてください
移 転 先 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 一定面積以上の土地が現に使用可能なこと・ 延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい)・ 周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと・ 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと・ 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること・ 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること・ 自然災害から安全な土地であること・ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

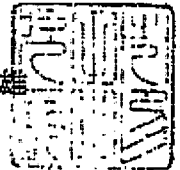
担 当 部 署	
連 絡 先	

21吹都東第333号
平成21年10月2日
(2009年)

国立循環器病センター

総長 橋本信夫 様

吹田市長 阪口善雄



吹田市東部拠点での事業展開について（依頼）

平素は、本市医療健康行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市は、昭和59年に機能停止となった吹田操車場跡地におきまして、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出を基本理念として、環境面においても市域を先導する先進的な環境モデル都市の創出、世界に発信できる持続可能な都市を目指すべく、「東部拠点のまちづくり計画」を平成21年3月に策定いたしました。

この地のまちづくりにおいて、高次医療機関と連携し、メディカルな機能と最先端の環境性を持つエコロジカルな機能を融合させた「エコメディカルシティの創生」を目指しております。

本年4月に、「吹田操車場跡地土地区画整理事業」の認可を受け、6月には起工式典も行なわれ、具体的なまちづくりの内容を検討すべき時期が迫ってまいりました。

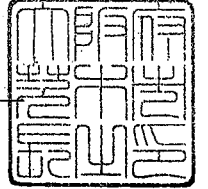
東部拠点は、長年本市において、高度医療に取り組んでこられた国立循環器病センターの機能を、今以上に発揮していただける適地ではないかと考えておりますので、貴センターにおかれまして、ぜひとも御検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

茨彩第300号

平成23年8月25日

(独)国立循環器病研究センター殿

茨木市長 野村 宣



(独)国立循環器病研究センターの移転整備について (回答)

平成23年8月16日付けで照会のありました標記については別紙のとおりです。

茨 木 市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘 致 の 有 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無 いずれかに○をしてください
移 転 先 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 一定面積以上の土地が現に使用可能なこと・ 延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい)・ 周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと・ 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと・ 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること・ 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること・ 自然災害から安全な土地であること・ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。
以下のとおり、彩都地区内の誘致を希望します。

①彩都西部地区内:面積約7.5ha
・土地所有者:(独)都市再生機構(保留地)約2.5ha、阪急電鉄(株)約0.7ha、
(株)林原約4.3ha

②彩都中部地区内:面積約8.0ha
・土地所有者:(独)都市再生機構(保留地)約8.0ha

※場所は別添のとおり
※詳細については以下にご連絡ください

担 当 部 署	都 市 整 備 部 彩 都 推 進 課 福 井 龍 也
連 絡 先	072-620-1609

池政策発第57号
平成23年8月29日

(独) 国立循環器病研究センター 所長 様

池田市長 倉田 薫
(公印省略)

(独) 国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

平成23年8月16日付けで照会のありました標記について、別添のとおり回答いたしますので、ご査収のほど、よろしくお願いいたします。

担当：池田市総合政策部政策推進課 武田克彦
TEL：072-754-6213 (直通)
FAX：072-752-9785
E-mail:suishin@city.ikeda.osaka.jp

池 田 市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘 致 の 有 無	<p style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> 有 無</p> <p style="text-align: right;">いずれかに○をしてください</p>
移 転 先 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 一定面積以上の土地が現に使用可能なこと・ 延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい)・ 周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと・ 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと・ 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること・ 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること・ 自然災害から安全な土地であること・ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

池田市東山町地内

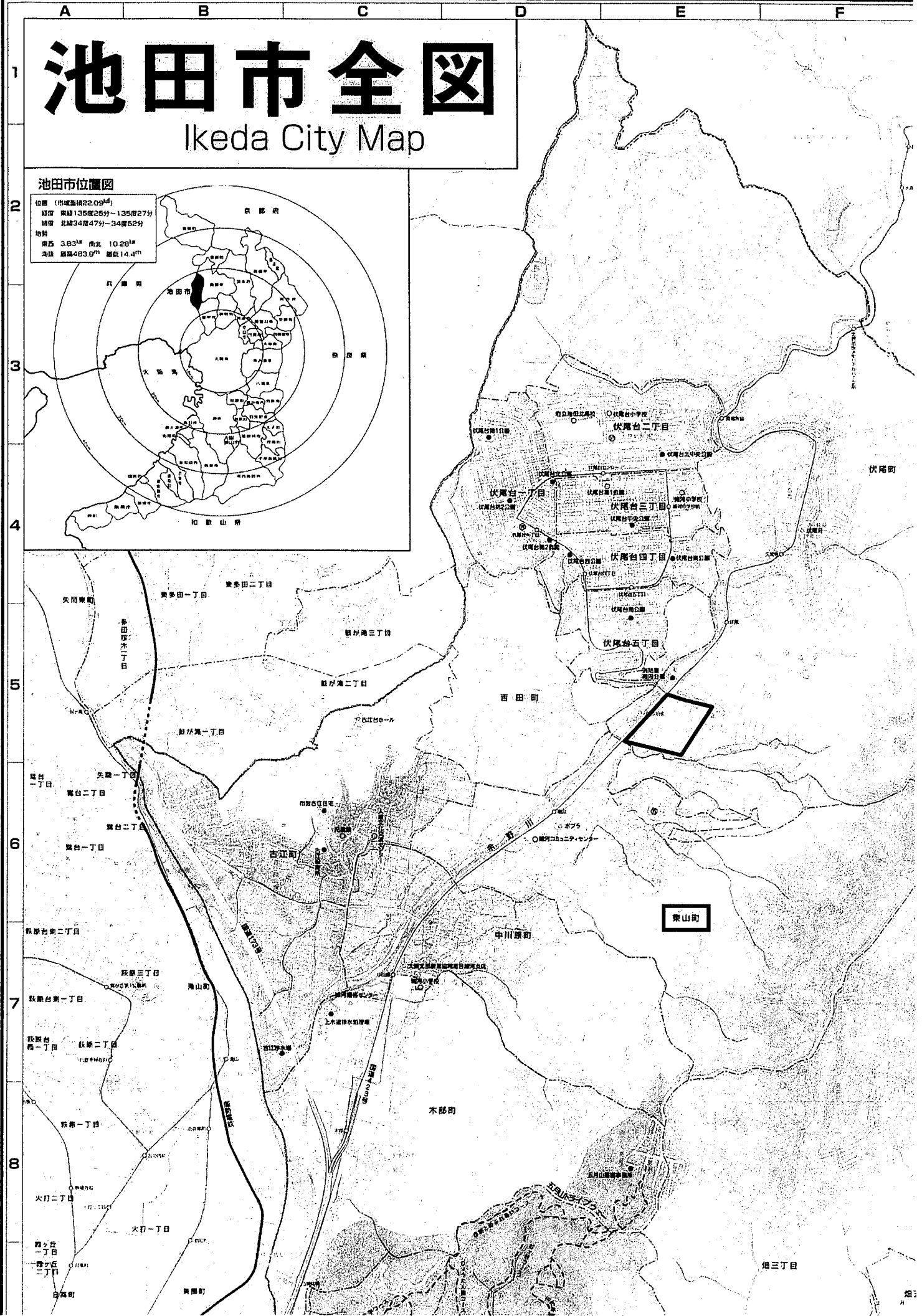
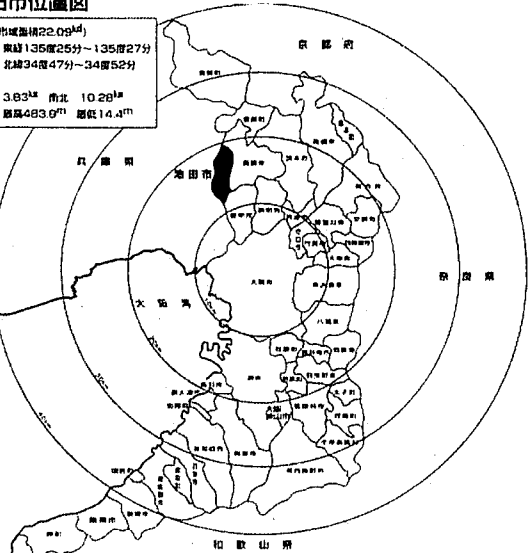
担 当 部 署	池田市総合政策部政策推進課
連 絡 先	072-754-6213 (直通)

池田市全図

Ikeda City Map

池田市位置図

位置 (市域面積22.09^{km}²)
 経度 東経135度25分~135度27分
 緯度 北緯34度47分~34度52分
 地勢 東西 3.83^{km} 南北 10.28^{km}
 海抜 最高483.6^m 最低14.4^m



東山町

旭三丁目



箕面特第18の2号
平成23年(2011年)8月31日

厚生労働省

(独) 国立循環器病研究センター理事長 殿

箕面市長 倉田 哲



(独) 国立循環器病研究センターの移転整備について (回答)

平成23年8月16日付で照会のありました標記のことについて、別紙
のとおり回答いたします。

【添付資料】

- 資料1 国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」への誘致について
- 資料2 ご照会の「移転先の条件」について (詳細)
- 参考 鉄道事業者との北大阪急行線延伸に係る確認書

箕面市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘致の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 有 </div> <div style="text-align: center;"> 無 </div> </div> <p style="text-align: center;">いずれかに○をしてください</p>
移転先の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定面積以上の土地が現に使用可能なこと ・ 延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい) ・ 周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと ・ 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと ・ 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること ・ 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること ・ 自然災害から安全な土地であること ・ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

○箕面・船場エリア(箕面市船場東)

- ・ エリアの概要については、別添資料1「国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」への誘致について」をご参照ください。
- ・ 移転先の条件への該当性については、別添資料2「ご照会の「移転先の条件」について(詳細)」をご参照ください。

【添付資料】

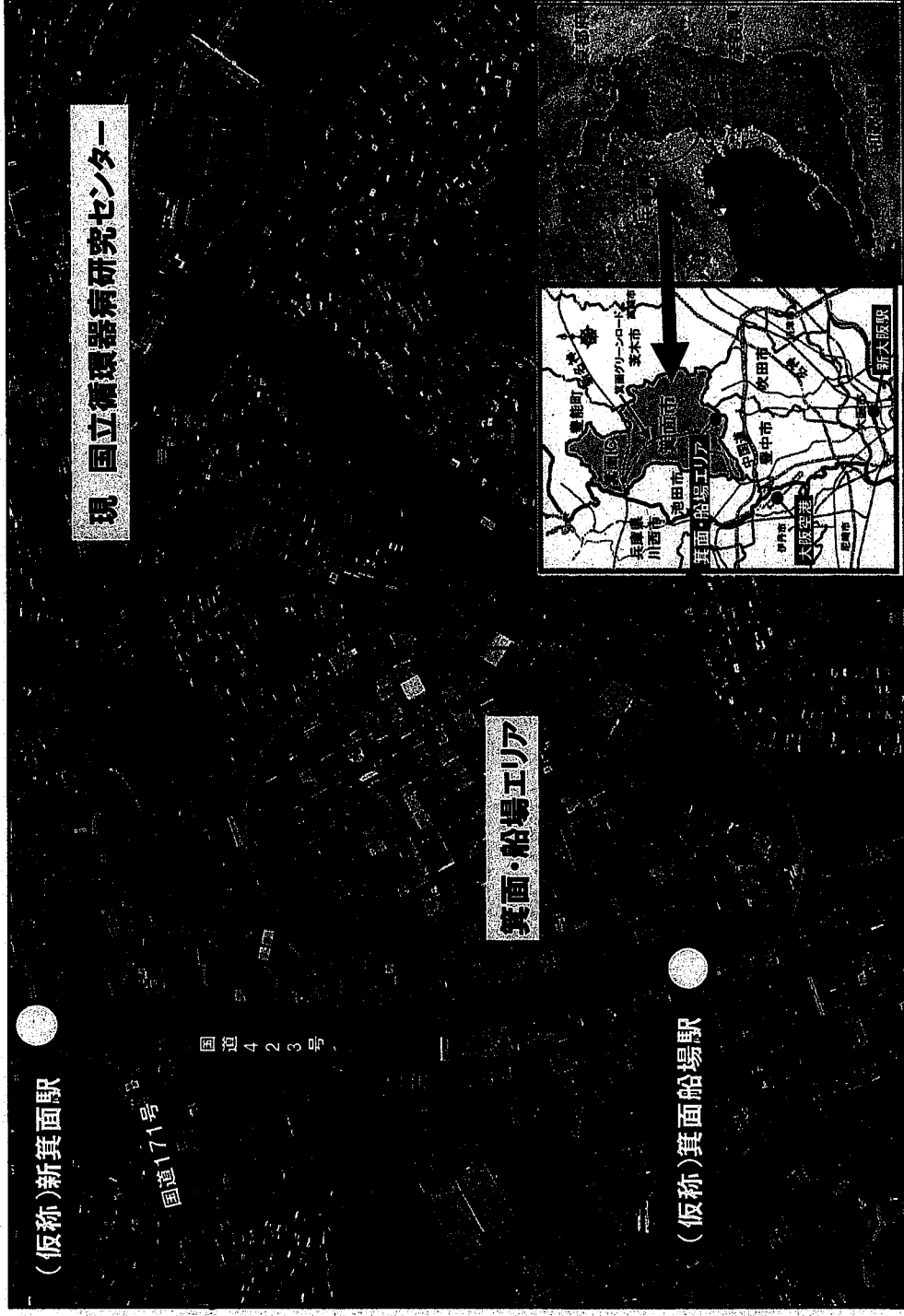
資料1	国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」への誘致について	P1
資料2	ご照会の「移転先の条件」について(詳細)	P6
参考	鉄道事業者との北大阪急行線延伸に係る確認書	P11

担当部署	箕面市 地域創造部 特定地域活性化担当
連絡先	地域創造部 専任理事 広瀬 幸平 電話 072-723-2121 (内線 3894)

国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」への誘致について

《箕面市の概要》

- ・大阪北部に位置し良好な住環境を備えた大阪のベタタウン
- ・大阪都心から20km圏域にもかかわらず、明治の森箕面特定公園に代表される緑が豊かな都市
- ・大阪国際空港、新大阪駅、高速道路（名神高速、中国自動車道）などの広域交通拠点・施設への利便性が高い
- ・平成28年開通予定の新名神（箕面IC）から約10分で箕面・船場エリアを含む市中部へアクセスでき、広域交通が益々便利に
- ・箕面グリーンロード開通により、大阪北部、京都市中部、兵庫県中部とのアクセスも改善され、隣接する市町へのアクセスも非常に便利な位置



現 国立循環器病研究センター

大阪府 箕面市

北大阪「箕面・船場エリア」の立地環境(交通関係)

○箕面・船場エリアは、現在の国立循環器病研究センターから直線距離で1.2km、車で3分、徒歩で20分の徒歩圏内にあり、現在のセンターにもっとも近い移転候補地です。

■ 広域交通の結節点

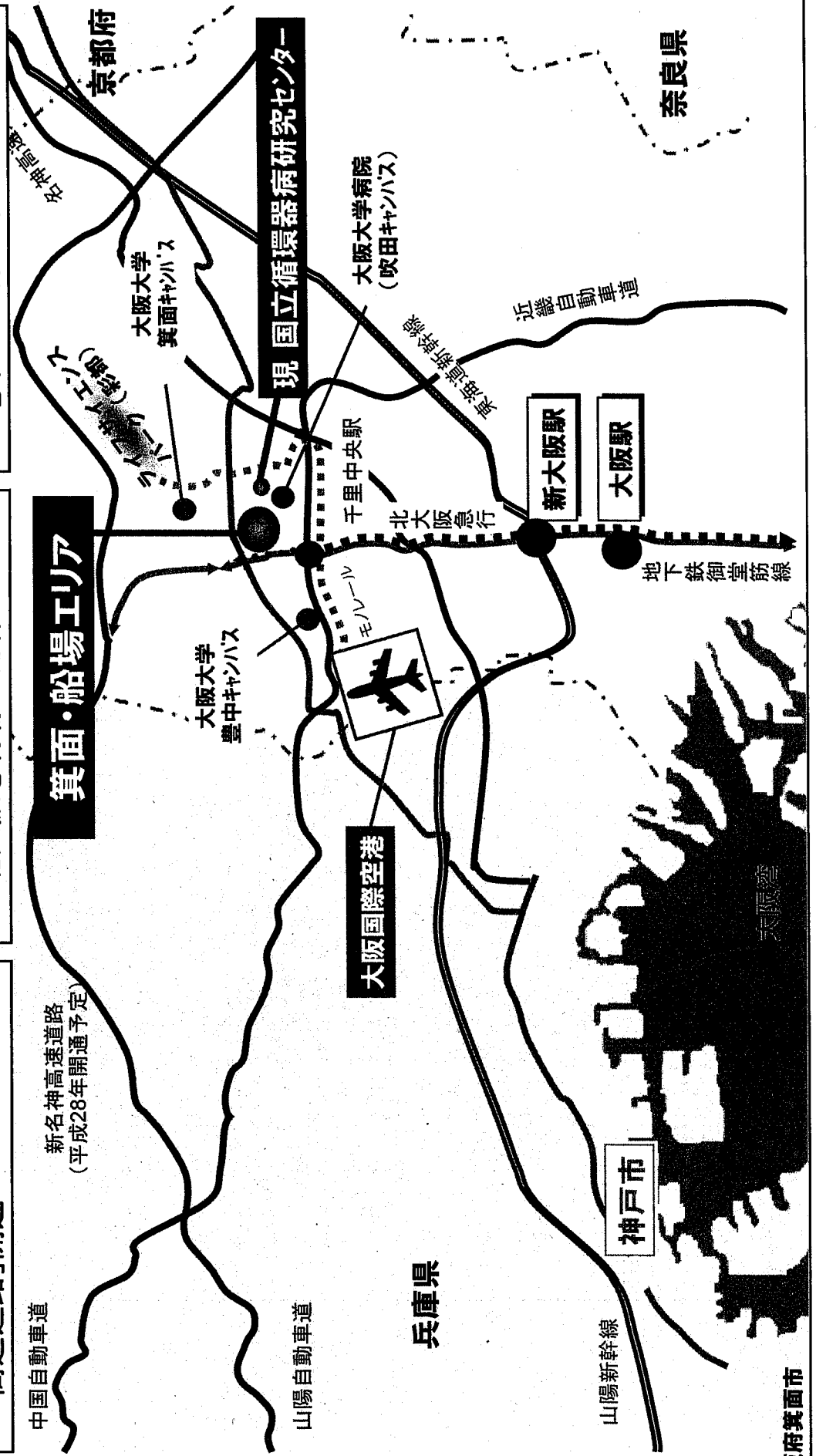
- ・大阪の南北軸、国道423号に直結
- ・平成28年、近畿の東西軸「新名神高速道路」開通

■ 新駅直結 移動0分!

- ・平成28年、大阪の大動脈「地下鉄御堂筋線」と直結する北大阪急行線が延伸

■ 新大阪駅から20分以内

- ・電車で15分! 車で20分!
- 大阪国際空港から20分以内
- ・電車で20分! 車で15分!



北大阪「箕面・船場エリア」の立地環境(医療関係)

周辺に大阪大学などの研究機関、 医療系研究所、バイオ施設が集積！

3つの大阪大学キャンパス、大阪大学病院やライフサイエンスパーク(彩都)、千里ライフサイエンスセンターなどが集積。国内トップの高度医療病院にふさわしい立地です。

隣接する箕面市立病院をはじめ、自治体 病院等との地域医療連携が可能！

箕面市立病院に隣接し、豊能広域こども救急センター、市立池田病院、市立豊中病院にも近く、豊能圏域の中心地にあたる箕面・船場エリアは、地域医療の連携を促進するのにふさわしい立地です。

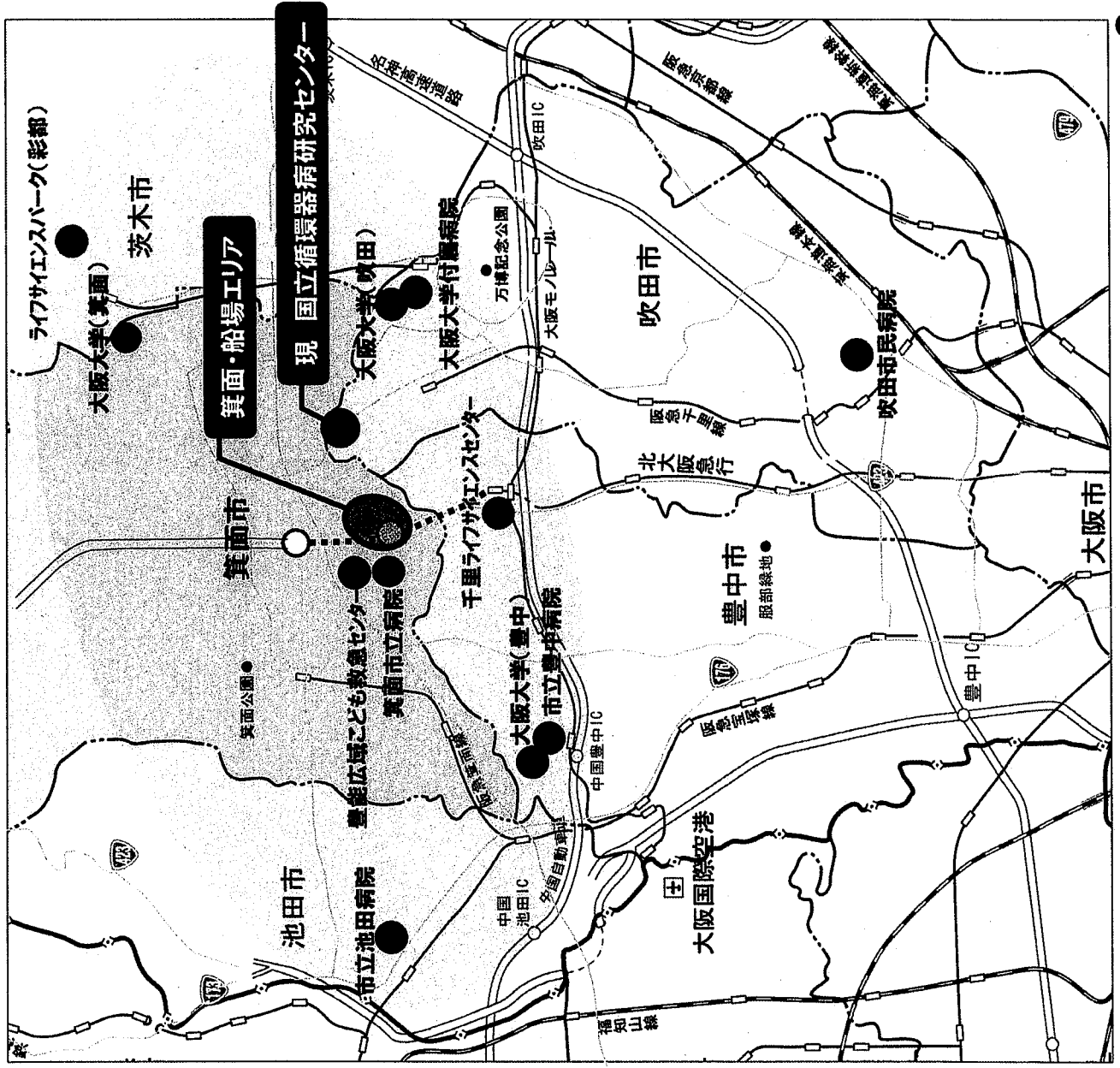
また、箕面市立病院の敷地内には、総合福祉センター(箕面ライフプラザ)も設けており、医療と福祉とのシームレスな連携を図るにも最適な立地環境です。

製薬会社のまち、道修町(淀屋橋駅)とも 直結！

地下鉄御堂筋線と直結する北大阪急行の延伸により、武田薬品工業、塩野義製薬などが本拠を構え、300以上の製薬会社が集積する道修町とも直結されます。

より広域に超急性性医療を展開するための 屋上ヘリポートの設置が可能！

現在、国立循環器病研究センターの緊急用着陸場として、箕面第二総合運動公園も活用していただいておりますが、箕面・船場エリアでは、医療用ヘリコプターの離発着に必要な空域を十分に確保することができるため、より円滑かつダイレクトな緊急搬送体制の構築が可能になります。



「箕面・船場エリア」 国立循環器病研究センターを核とした医療関係施設の集積

すぐに移転するなら

現在でも、2ha以上(船場団地組合所有地)のまとまった土地の確保が可能！

北大阪随一の容積率(600%:商業地域)で、延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能です。

平成28年前後を目指すなら

新大阪駅、大阪国際空港から15分
国道423号(新御堂筋)に直結
さらに鉄道延伸により新駅整備！

(仮称)箕面船場駅の整備により、鉄道、飛行機、車、どの交通手段をご利用いただいてもさらに便利になります。

鉄道延伸にあわせて、(仮称)箕面船場駅前での開設が可能！

新駅設置にあわせて船場団地組合所有地などを集約するため、新駅前・地下駅直結の先行整備地区 約7haの土地活用が可能になります。

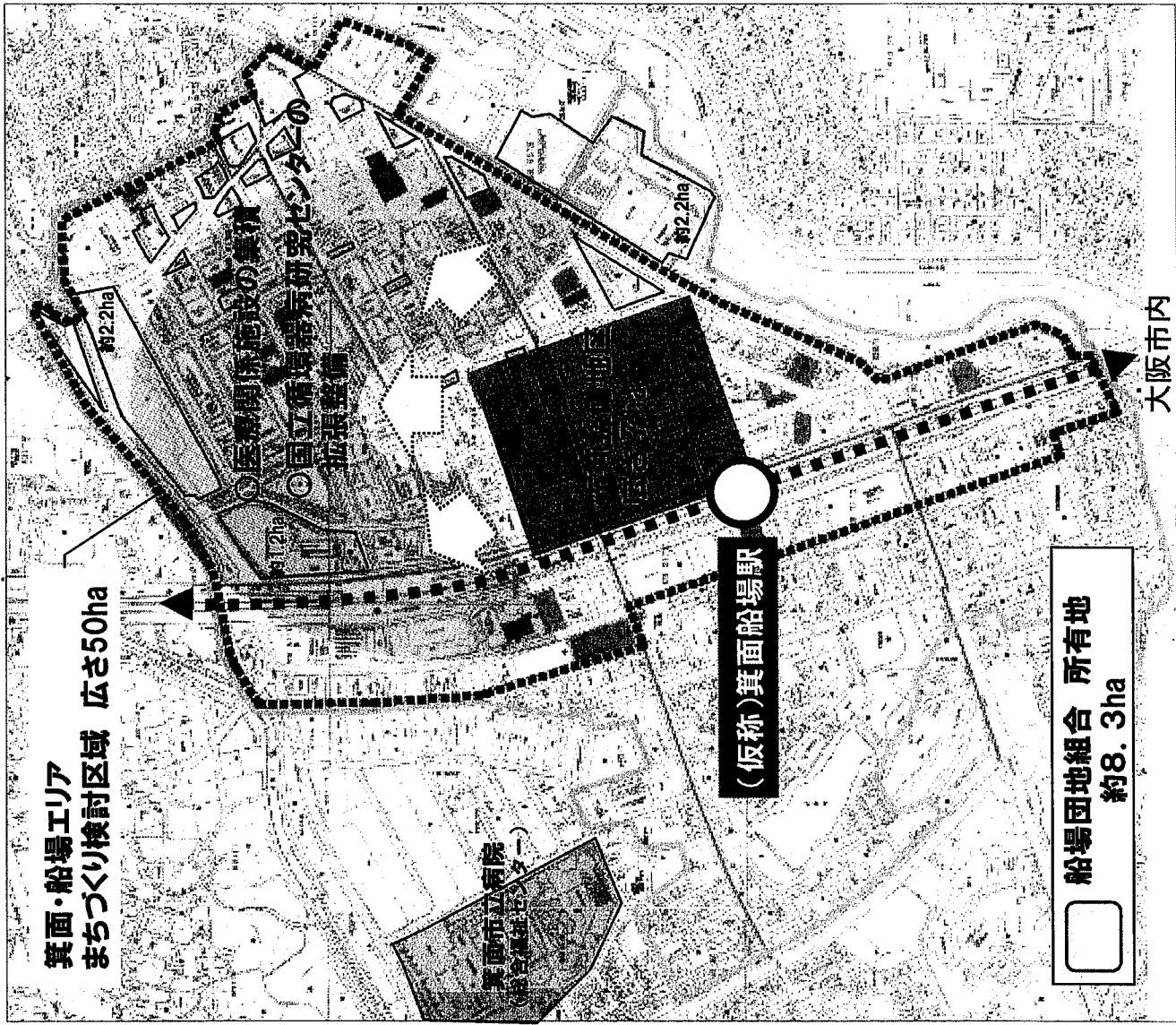
地下駅直結・徒歩0分の病院が実現
新駅を病院名にすることも可能？！

現在、鉄道延伸に伴い、まちづくりの青写真を作成中です。
将来の病院像にあわせて、まちのビジョンを描くことができます。

周辺地への展開

産学連携のための施設集積は最大50ha
まで可能！

国立循環器センターを核として、医療関係施設の集積、センターの拡張整備が可能です。



北大阪急行線延伸と箕面・船場エリア再整備スケジュール

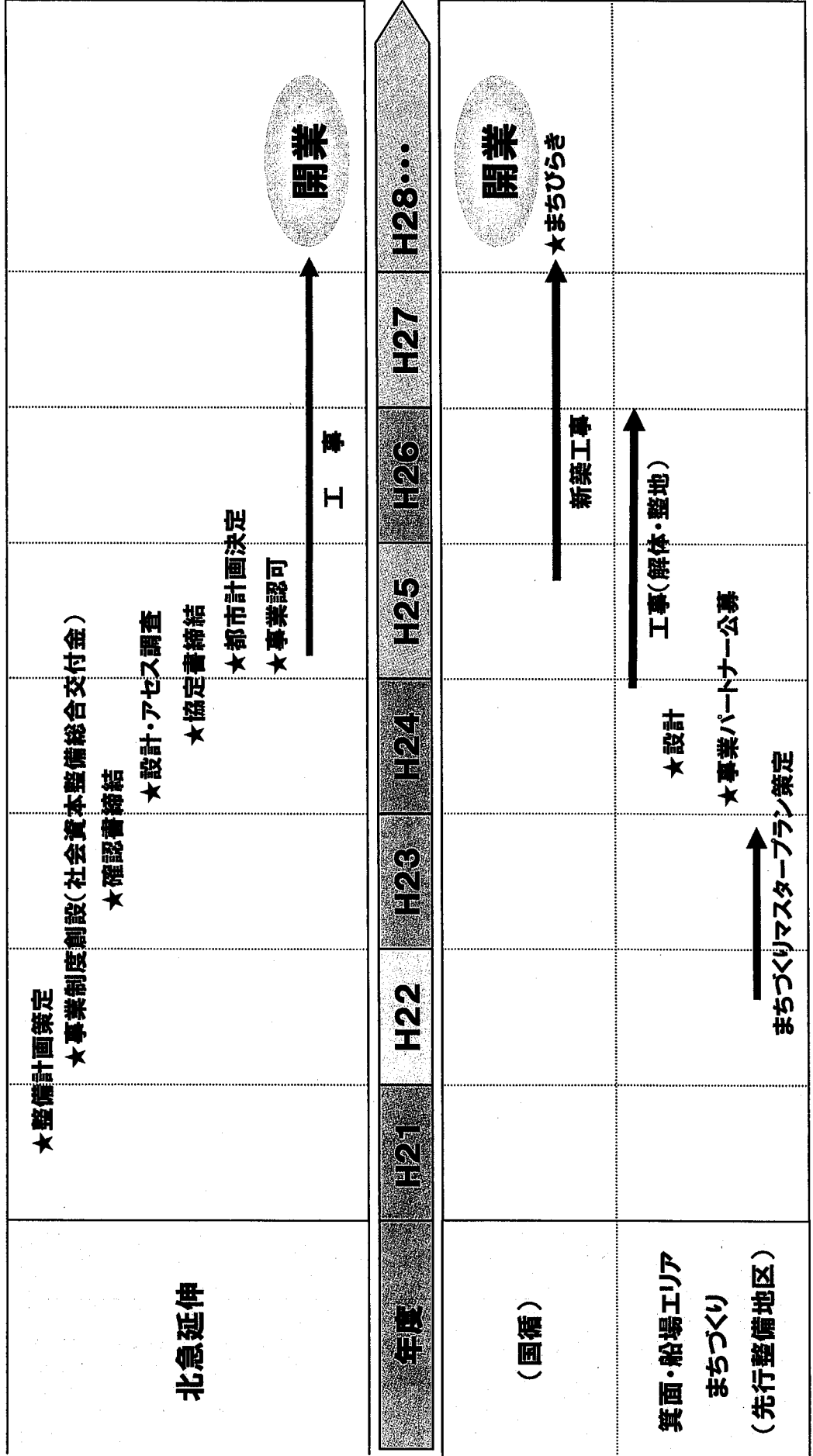
推進体制

○北急延伸・関連まちづくり等連携協議会

大阪府・箕面市・鉄道事業者により、北大阪急行線延伸と箕面・船場エリアの新たな都市拠点構築を一体的に推進中。

《構成員》

- ・大阪府副知事
- ・箕面市長
- ・阪急電鉄株式会社社長
- ・北大阪急行電鉄株式会社社長
- ・大阪船場繊維卸商団地協同組合代表理事



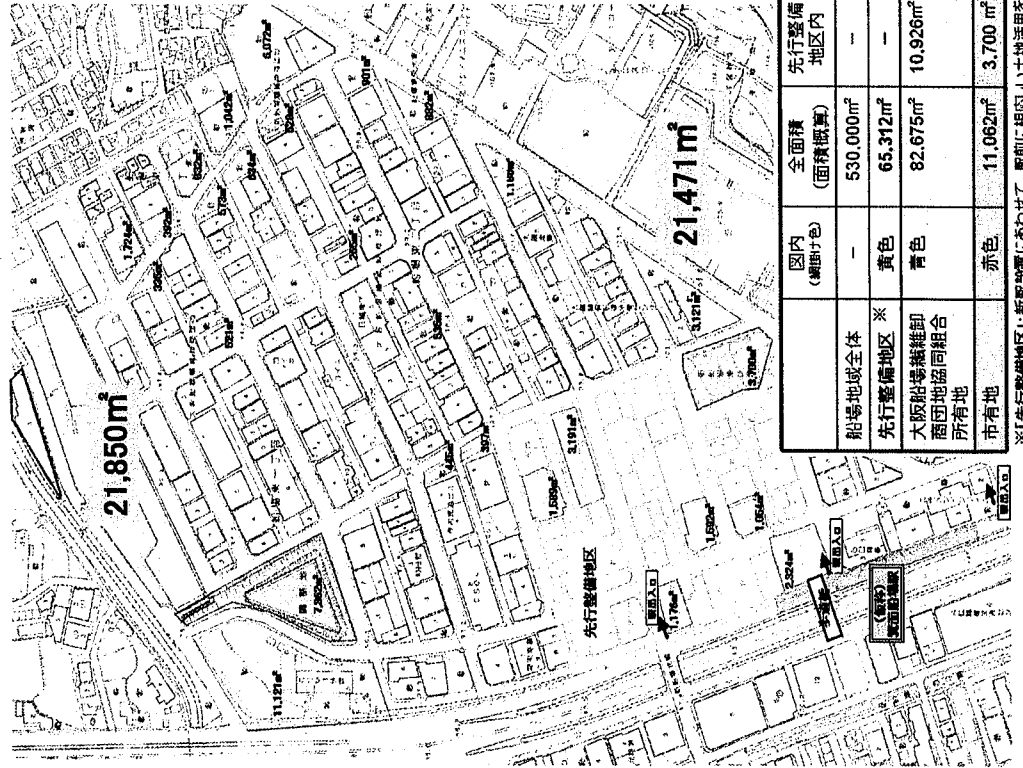
ご照会の「移転先の条件」について(詳細)

条件1	一定面積以上の土地が現に使用可能であること	P7
条件2	延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能であること	P7
条件3	周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能であること	P8
条件4	医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと	P8
条件5	主として公共交通の利便性が現在地より改善されること	P9
条件6	国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること	P10
条件7	自然災害から安全な土地であること	P10
条件8	そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと	P10

移転先の条件について(1)

条件① 一定面積以上の土地が現に使用可能であること。

- ・箕面・船場エリアには2ha以上（船場団地組合所有）のまとまった土地があり、用地買収により現に一定面積以上の土地の確保が可能です。
- ・なお、平成28年の鉄道駅設置にあわせて、駅前に先行整備地区約7haの用地確保が可能となるため、整備スケジュール次第でさらにも選択が可能です（詳細は条件③をご参照ください）。



図内 (補助色)	全面積 (面積概算)	先行整備 地区内	先行整備 地区外
船場地域全体	530,000㎡	—	—
先行整備地区※	65,312㎡	—	—
大阪船場繊維卸 団地協同組合 所有地	82,675㎡	10,926㎡	71,749㎡
市有地	11,062㎡	3,700㎡	7,362㎡

※先行整備地区1:新駅設置にあわせて、駅前に相応しい土地活用を図る地区

条件② 延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能なこと。

- ・箕面・船場エリアは商業地域に指定されています。容積率は北大阪随一の600%が許容されており、延べ床面積11万㎡以上の一体的建築物の建築が可能です。
- ・箕面・船場エリアは、第八種高度地区（建築物の高さの最高限度は、31メートル）に指定されていますが、下記の基準を満たす建築計画については、特例で高さ制限がなくなります。

基準

建築方針	中低層ゾーン	中層ゾーン	中高層ゾーン	高層ゾーン
高度地区種別 (主たる用途地域)	第2種 (住居系)	第3種 (商業系)	第4種 (住居系)	第5種 (商業系)
緩和の上限	別表1	別表2	別表3	別表4
敷地規模	2,000平方メートル	1,000平方メートル	2,000平方メートル	1,000平方メートル
前面道路幅員・接道規定	別表2	別表2	別表3	別表4
景観	建築物の色・色・色彩については(箕面市都市景観基本計画)に基づき周辺との調和・配慮したものであること	建築物の色・色・色彩については(箕面市都市景観基本計画)に基づき周辺との調和・配慮したものであること	建築物の色・色・色彩については(箕面市都市景観基本計画)に基づき周辺との調和・配慮したものであること	建築物の色・色・色彩については(箕面市都市景観基本計画)に基づき周辺との調和・配慮したものであること
空地率	空地率:1.2以上(2層以上)	空地率:1.2以上(2層以上)	空地率:1.2以上(2層以上)	空地率:1.2以上(2層以上)
緑化	敷地面積の20%以上の緑地を設ける	敷地面積の20%以上の緑地を設ける	敷地面積の20%以上の緑地を設ける	敷地面積の20%以上の緑地を設ける
住居整備基準	原則として専用床面積が平方メートル以上	原則として専用床面積が平方メートル以上	原則として専用床面積が平方メートル以上	原則として専用床面積が平方メートル以上
敷地の北側	高度地区が適用される敷地境界を、別表2A欄に示す距離だけ敷地の内側に設けるものとみなす	高度地区が適用される敷地境界を、別表2A欄に示す距離だけ敷地の内側に設けるものとみなす	高度地区が適用される敷地境界を、別表2A欄に示す距離だけ敷地の内側に設けるものとみなす	高度地区が適用される敷地境界を、別表2A欄に示す距離だけ敷地の内側に設けるものとみなす
建物配置	幅員4m以上の歩道状公開空地を設ける。この時、歩道状公開空地の面積が敷地面積の10%未満の場合、歩道状公開空地の面積とあわせて敷地面積の10%以上となるポアトパーク等を歩道状公開空間に連結して設ける。	幅員4m以上の歩道状公開空地を設ける。この時、歩道状公開空地の面積が敷地面積の10%未満の場合、歩道状公開空地の面積とあわせて敷地面積の10%以上となるポアトパーク等を歩道状公開空間に連結して設ける。	幅員4m以上の歩道状公開空地を設ける。この時、歩道状公開空地の面積が敷地面積の10%未満の場合、歩道状公開空地の面積とあわせて敷地面積の10%以上となるポアトパーク等を歩道状公開空間に連結して設ける。	幅員4m以上の歩道状公開空地を設ける。この時、歩道状公開空地の面積が敷地面積の10%未満の場合、歩道状公開空地の面積とあわせて敷地面積の10%以上となるポアトパーク等を歩道状公開空間に連結して設ける。
隣地に面する部分	別表3	別表3	別表3	別表4

別表1

建築物高さ等方針	高度地区種別 (主たる用途地域)	緩和の上限
高層ゾーン	第3種(商業系)	許可後 31m

別表2

建築物高さ等方針	高度地区種別 (主たる用途地域)	緩和の上限
中高層ゾーン	第1種(住居系)	6m
	第2種(商業系)	6m
	第3種(住居系)	6m
	第4種(商業系)	8m
高層ゾーン	第5種(商業系)	6m
	第6種(商業系)	8m

敷地外側の6m以上の

別表3

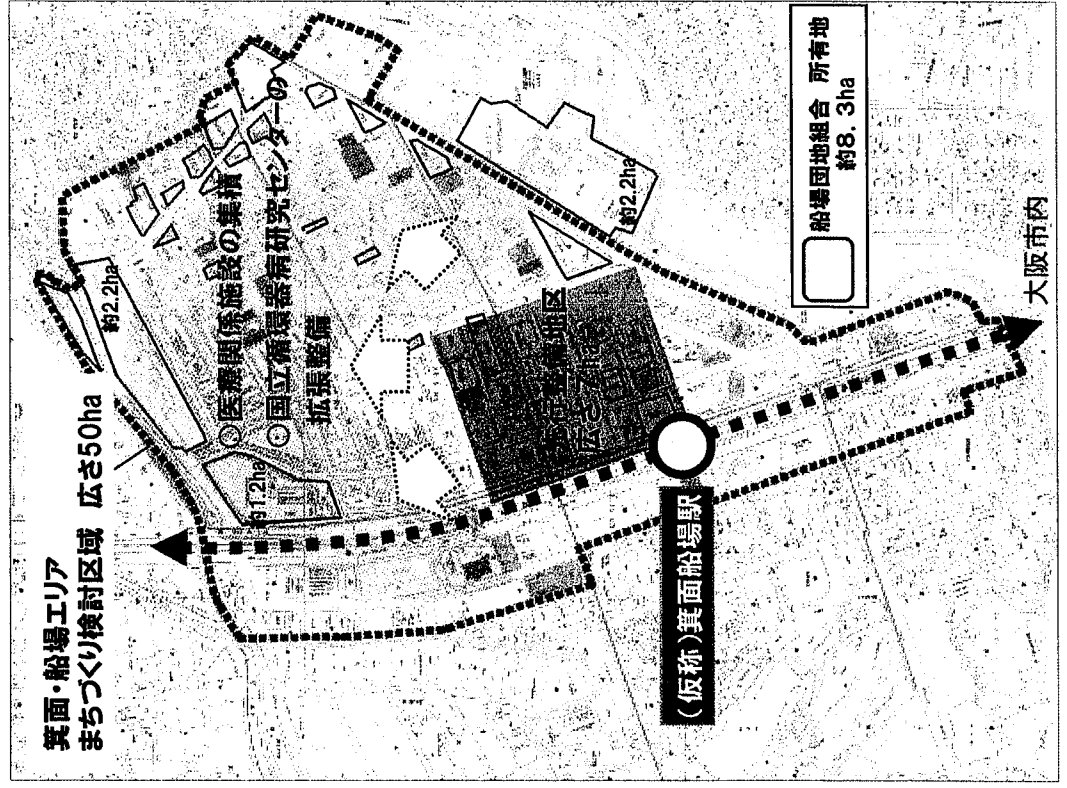
建築物高さ等方針	高度地区種別 (主たる用途地域)	緩和の上限
高層ゾーン	第3種(商業系)	4m以上後退
建築物高さ等方針	高度地区種別 (主たる用途地域)	隣地に面する部分
	A層:高さ12m(第3種)は31m以下の部分	高さ12m(第3種)は31m以上の部分
		7m以上後退

移転先の条件について(2)

条件③

周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと。

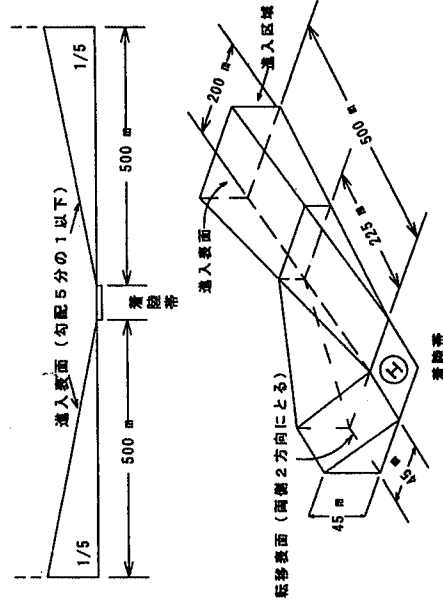
- ・平成28年の鉄道延伸にあわせて、(仮称)箕面船場駅前で船場団地組合所有地を集約整備し、約7haの土地活用が可能です。
- ・また、箕面・船場エリアは、鉄道延伸を機に抜本的なまちづくりの転換を図るため、医療関係施設の集積、将来的な国立循環器病研究センター拡張整備等が最大50haまで可能です。



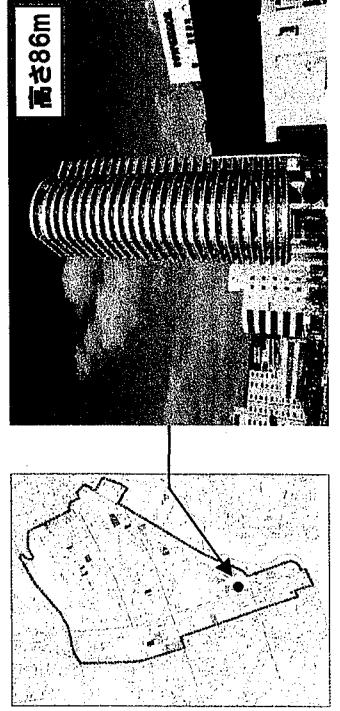
条件④

医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと。

- ・緊急離着陸場等に係る設置基準については、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸等の設置の推進について」(平成2年2月6日付け消防第20号消防庁消防課通知)に基づき各自治体において設置基準を定めます。
- ・大阪市消防局が定めた設置指導基準には、以下のとおり空域を確保することとなっています。



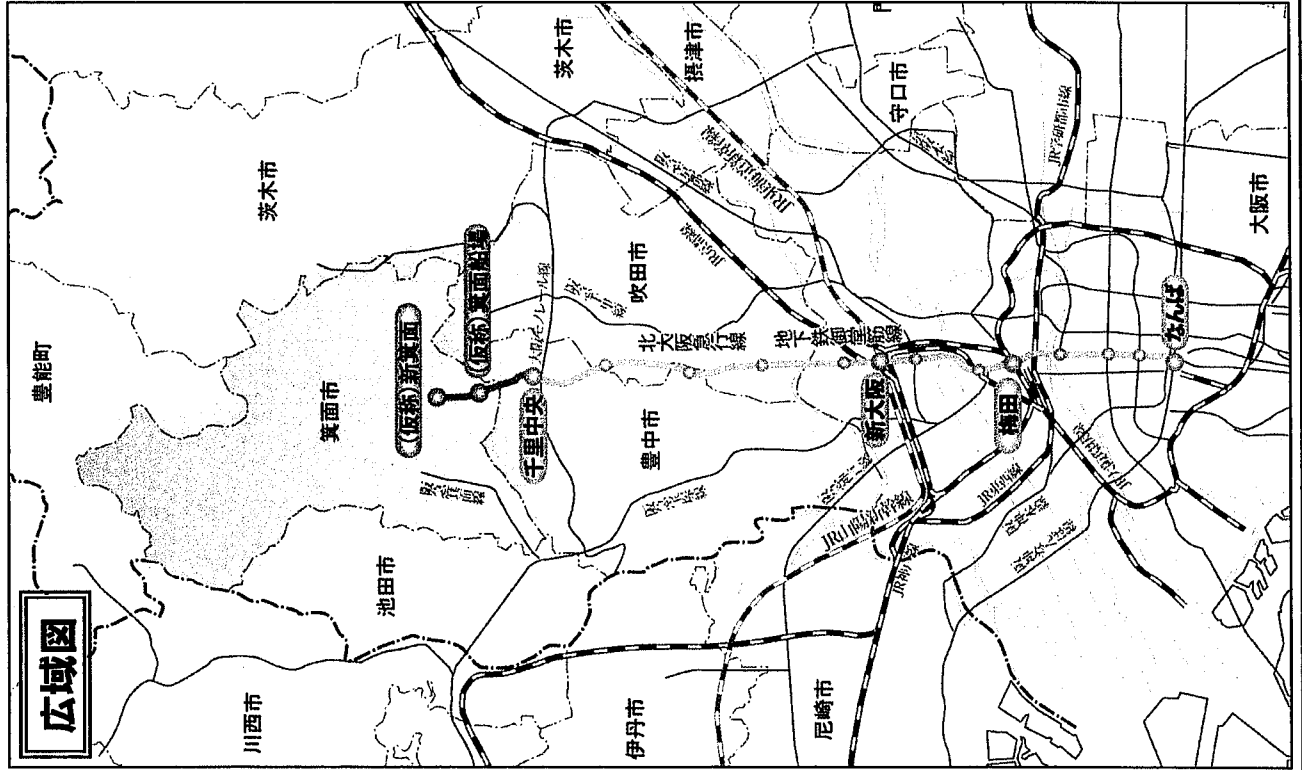
- ・箕面・船場エリアの既存建物の状況を見ると、新設する病院等の高さにもよりますが、空域の確保にあたって考慮しなければならぬ建物は1棟(下記写真)だけであり、医療用ヘリコプターの屋上からの離発着には十分な余裕があります。



移転先の条件について(3)

条件⑥

主として公共交通の利便性が現在地より改善されること。



- ・北大阪急行延伸（平成28年）に伴い（仮称）箕面船場駅が整備され、徒歩0分の病院が実現できます。（駅からの送迎バスの運行も必要ありません。）
- ・広域交通拠点駅の、梅田、なんば、天王寺と直接アクセスできます。また、新大阪駅から電車で15分、大阪国際空港からは電車で20分まで到着することができます。

平面図

延伸距離	約2.5 km
新 駅	箕面船場駅 (地下駅) 新 箕面 駅 (高架駅)
建設事業費	420億円→播磨に向け 精査中
需要予測	5万1千人→精査中 (市民の交通行動、利用意向 を基とした検証が必要)
運 賃	初乗り運賃：140円～150円 (新箕面駅～梅田駅： 450円～460円) ※距離化に向け検討中

（仮称）新箕面 駅
イメージ図

（仮称）箕面船場 駅
イメージ図

移転先の条件について(4)

条件⑥

国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地
価格であること。

- ・箕面・船場エリアの土地価格は、商業地域(容積率600%)にもかかわらず、約20万円/m²です。

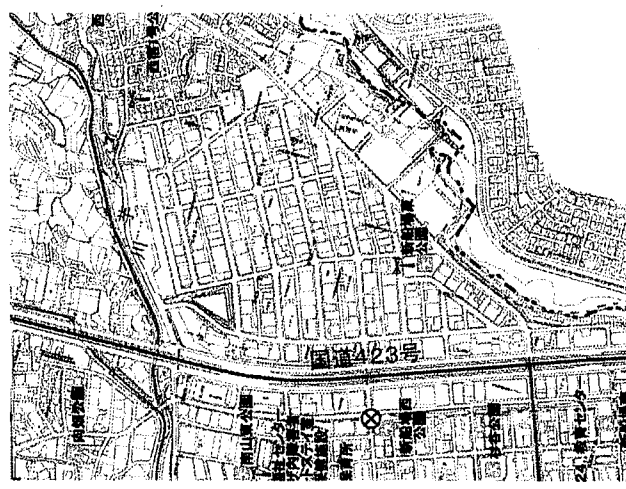
条件⑦

自然災害から安全な土地であること。

- ・箕面・船場エリアの洪水被害及び土砂災害については、大阪府池田土木事務所の調査の結果、一切の洪水・土砂による被害想定のない地域です。
- ・地震災害については、箕面・船場エリアの直下には活断層はありません。また、地盤は、ボーリング調査の結果、神戸層群の岩層であり地盤は良好であると考えられます。

箕面市 土砂災害・洪水ハザードマップ

土砂災害に関する凡例 Land Slides Hazard Map 砂害 危険	洪水想定区域に関する凡例 Flood Hazard Map 想定 危険
軽微な危険箇所 Slightly Hazardous Areas 軽微な危険箇所(土砂災害防止法第24条第2項) Slightly Hazardous Areas (Article 24, Paragraph 2, Soil Disasters Prevention Act) 土石流危険区域 Landslide Hazard Areas 土石流危険箇所(土砂災害防止法第24条第1項) Landslide Hazard Points (Article 24, Paragraph 1, Soil Disasters Prevention Act)	1. 100年周期の洪水浸水 100-year Recurrence Interval Flood Inundation 2. 50年周期の洪水浸水 50-year Recurrence Interval Flood Inundation 3. 10年周期の洪水浸水 10-year Recurrence Interval Flood Inundation 4. 100年周期の洪水浸水(河川) 100-year Recurrence Interval Flood Inundation (River)
土砂災害特別警戒区域 Special Hazardous Areas for Landslides 土砂災害警戒区域 Hazardous Areas for Landslides	高層土砂災害流出危険区域 High-rise Soil Disaster Outflow Hazard Areas 山崩れ危険区域 Landslide Hazard Areas



条件⑧ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと。

- ・これまで箕面・船場エリアは、繊維卸商団地という特性にあわせて制定した箕面市「特別業務地区建築条例」により、病院などの建築を制限してきました。
- ・鉄道延伸はまちの特性を大きく変えることから、現在、新たなまちづくりに向けて条例改正を予定しており、病院の建設が可能となります。

これらを見直すため、病院建設は可能!

【現在の特別業務地区内の建築制限】

- 一 学校、図書館その他これらに類するもの
- 二 病院又は診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)
- 三 ホテル又は旅館
- 四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 五 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 六 ぱちんこ屋
- 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項第八号に係るもの
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの
- 九 ボーリング場、スケート場又は水泳場
- 十 住宅及び共同住宅(事務所、卸売店舗その他これらに類する用途を含むもの)のうち規則で定めるものを除く。)
- 十一 畜舎(床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。)

- ・また、国立循環器病研究センタークラスの施設が当該エリアの核として建設されることになれば、箕面市としても、その施設特性に沿った周辺整備・施設集積が望ましいと考えます。
- ・国立循環器病研究センターにあわせて望ましい施設を誘導し、望ましくない施設を制限するなど、当該エリアでの新たな規制を検討することも可能です。



北大阪急行線の延伸に係る確認書

箕面市（以下「甲」という。）、阪急電鉄株式会社（以下「乙」という。）と北大阪急行電鉄株式会社（以下「丙」という。）とは、平成20年4月30日付けで交換した「千里中央～新箕面間新線」に係る覚書に基づき、北大阪急行線の延伸（以下「延伸線」という。）の事業化について、以下のとおり確認書を交換する。

（基本方針）

第1条 延伸線の事業は、社会資本整備総合交付金を活用して実施することを基本とし、甲、乙及び丙は、相互に協力する。

（事業化に向けての諸条件）

第2条 延伸線の事業化の条件は、次のとおりであることを確認する。

- (1) 甲は、都市拠点の整備、延伸線沿線のまちづくり及び延伸線整備を一体的に推進すること。
- (2) 甲、乙及び丙は、国等の指導に基づき、既存路線の反射損益を考慮し、かつ、鉄軌道事業者の事業採算性が確保できる事業スキームを構築すること。
- (3) 甲は、都市・地域総合交通戦略を策定し、箕面市域における持続可能な路線バス網の再構築と交通結節点の整備を主体的に推進すること。
- (4) 延伸区間における鉄軌道事業者の事業採算性の確保等のため、甲は、助成措置が講じられるよう、国及び大阪府に働きかけること。

（事業着手）

第3条 前条の条件が全て整う見通しについて、甲、乙及び丙が合意した後に、延伸線の事業に着手する。

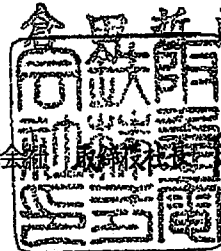
（その他）

第4条 本確認書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙間で別途協議を行うものとする。

以上確認の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙各々記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成23年（2011年）8月29日

甲 箕面市長



乙 阪急電鉄株式会社

和夫



丙 北大阪急行電鉄株式会社 取締役社長

恒三

